



ヘッジ会計に適格なエクスポージャーに関する公開草案

国際会計基準審議会 (IASB) は先月 (9 月)、公開草案「ヘッジ会計に適格なエクスポージャー」を公表しました。PwC グローバル ACS センtral・チームの Scott Bandura と PwC UK ACS チームの Sandra Thompson が当公開草案について検討します。

この国際会計基準 (IAS) 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」(IAS 第 39 号) の改訂案は、ヘッジ会計の関係において、どのようなリスクおよびリスクの一部がヘッジ対象リスクの指定に適格かを明確にしようとするものです。

オプションを用いた片側リスクのヘッジ

当公開草案における提案の多くは現行の処理に沿ったものですが、オプションを用いた予定取引の片側リスク (one-sided risk) のヘッジについては大幅な修正を提案しています。

国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は以前、片側リスクのヘッジにおいて、仮定上の売りオプションに係るキャッシュ・フローの変動を、ヘッジ対象として指定できるかどうかについて問われました。IFRIC は暫定的結論として、IAS 第 39 号はそのようなアプローチを許容していないとし、この旨を暫定的に議題とすることの決定を公表しました。しかし、その後 IFRIC はこの暫定的な議題の決定を撤回し、IASB の公開草案の公表に委ねました。

当公開草案は、IFRIC による以前の結論を追認しています。仮に、この点について IAS 第 39 号の修正が承認された場合には、非有効部分が認識されるか、あるいは企業が現在指定している片側リスクに係る特定のヘッジが取り消される可能性があります。

金融商品の一部に対するヘッジ

現在 IAS 第 39 号は、ヘッジ目的のために金融商品を部分的に「分離 (carve)」し、金融商品のキャッシュ・フローの一部あるいは公正価値をヘッジ対象に指定することを許容しています。これにより、例えば、リスクフリー利子率の変動についてのみ、変動金利 LIBOR 負債のキャッシュ・フロー・リスクを取り除くことなどが可能となります。デリバティブの中でヘッジされているリスクに対応する部分を指定することができるため、金融商品の一部をヘッジできることは有用となり得ます。これによって非有効部分を減少させることができます。仮に、企業がリスクフリー利子率の変動に連動した支払いを行うデリバティブによって、LIBOR 変動負債をヘッジする場合を考えます。この場合、リスクフリー利子率に晒される負債の一部を、ヘッジ対象として指定することにより、借り手の信用リスクの変動により発生する可能性のある非有効部分が取り除かれます。

金融商品の一部に対するヘッジは、一般に行われている実務ですが、IAS 第 39 号では、金融商品のどの部分がヘッジ会計に適格かを明確に示す指針は殆ど含まれていませんでした。

当公開草案は、IAS 第 39 号の適用対象である金融商品の一部についてのみ検討しています。当公開草案は、予定購入あるいは予定売却などの非金融のヘッジ関係については検討していません。IAS 第 39 号第 82 項は、非金融のヘッジ対象から「分離 (curved out)」できるリスクは、為替リスクのみであることを示唆しています。

当公開草案は、金融商品に関連するヘッジ会計に適格なリスクを以下のように明確化しています。

- 金利リスク
- 為替リスク
- 信用リスク
- 早期償還リスク
- 認識している金融商品についての、契約上特定されたキャッシュ・フローに関連するリスク

当公開草案は、以下に示す金融商品の一部がヘッジ可能だとしています。

- 償還までの期間の一部に関する金融商品のキャッシュ・フロー
- 金融商品における一定割合のキャッシュ・フロー
- 片側リスクに関連する金融商品のキャッシュ・フロー
- 契約上特定された金融商品のキャッシュ・フローで、当該金融商品のその他のキャッシュ・フローと独立しているもの
- リスクフリー利子率あるいは基準金利(LIBORなど)の変動リスク

この修正は遡及適用されます。発効日に関しては提案されていませんが、コメント期限が2008年1月11日に設定されていることから、2008年上半期に発効される可能性は低いと考えられます。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界149ヶ国771の都市に14万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.